

厚生労働科学研究研究費補助金

医療技術評価総合研究事業

保健医療福祉分野における住基カードを用いた個人・組織・資格認証の在り方に関する研究

平成14年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 大山 永昭

平成15年 4月

研究報告書目次

目 次	
I. 総括研究報告	
保健医療福祉分野における住基カードを用いた 個人・組織・資格認証の在り方に関する研究 大山 永昭	----- 1
II. 分担研究報告	
1. 産業保健医療に関わる資格認証の実施方策の調査・検討 八幡 勝也 (資料) 産業保険関連の資格とその管理状況	----- 7
2. 福祉専門職における個人認証の課題 社会福祉士と介護支援専門員を素材に 高橋 紘士	----- 9
3. 保健医療関連の資格認証の実施方策の調査・検討 公文 敦 (資料) (別表) 検証に必要なデータの種類	----- 13
4. 業務関連における資格認証の実施方策の調査・検討 土屋 文人	----- 18
5. 医療機関の組織認証に関する調査・検討 秋山 昌範 (資料) 図 NET4U(鶴岡地区医師会)全体構成図	----- 22
6. 資格認証の実証システムの構築 喜多 紘一	----- 28
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 34
IV. 研究成果の刊行物・別刷	----- 36

保健医療福祉分野における住基カードを用いた個人・組織・資格認証の在り方に関する研究

主任研究者 大山 永昭 東京工業大学フロンティア創造共同研究センター 教授

研究要旨： 情報通信技術を利用して保健医療福祉サービスの効率化・高度化を図る際には、患者の個人情報保護、記名押印の電子化等の観点から、医療従事者や患者等の認証を行うことが必須となる。本研究では、今後配布が予定されている住民基本台帳 IC カードや公的個人認証サービスなどと連携して保健医療福祉分野の電子認証を実施する方策を検討し、実現に向けた課題を明らかにした。

分担研究者	公文 敦	(財) 医療情報システム開発センター 課長
	喜多 紘一	東京工業大学理工学研究科客員教授
	土屋 文人	日本病院薬剤師会常務理事
	八幡 勝也	産業医科大学産業生態科学研究所講師
	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
	秋山 昌範	国立国際医療センター第5内科医長

A. 研究目的

近年の情報基盤整備の進展に伴い、保健医療福祉分野の情報化推進が期待されている。電子的に保健医療福祉情報の流通を行う際には、個人情報の保護を図るための適切な措置を講じることが必要である。このためには、通信回線上の個人データの秘匿やデータを使用する者の正当性を認証することが必須となる。さらに、診療録や処方箋等を電子化するには、記名押印等の扱いが問題になる。

現在、行政においても電子署名及び認証業務に関する法律（以下、電子署名法）の成立や住民基本台帳法の改正及び住民基本台帳カード（住基カード）の導入、GPKI（政府公開鍵基盤）等の検討が進められている。平成15年度には住基カードの配布や地方自治体による公的個人認証サービスの開始が予定されていることから、これらを保健医療福祉サービスにおいても活用することが期待される。

本研究課題では、個人情報保護法、電子署名法、公的個人認証サービス、GPKI 等に関する検討状況を踏まえた上で、住基カードと連携した保健医療福祉分野における個人・組織・資格認証の実施方策を明らかにすること

を目的とする。

これまでの研究で、法定資格を有する医師や薬剤師等の本人確認、保健医療福祉サービス提供機関の認証、提供される情報内容の認証等を行うためには、医師免許等の資格登録情報に基づく認証の仕組みが必要であることを示し、技術面・運用面に関する問題点の検討を行ってきた。同時に資格名簿の整備等の課題を解決することの必要性及び、資格認証を実施するための具体的な方法を明らかにすることの重要性を示した。本年度は、平成15年度に住基カードとして配布が予定されている IC カードや、同じく平成15年度中にサービス開始が予定されている個人認証基盤と連携して、保健医療福祉分野における個人・組織・資格認証を実施する具体的な方法を示す。

B. 研究方法

工学者及び医師らの研究分担者からなる研究班として、保健、医療、福祉の各分野における情報化推進にあたっている専門家を中心として組織し、委員会を開催して各分野における認証に関する要件と、実現方法の検討を行った。また、IC カードや電子認証に関す

る実験などを行っている諸機関・グループとの情報交換・連携を行い、今後の社会共通基盤となると予想される電子認証の仕組みとの整合を図った。さらに、具体化した住基カードの仕様、法が公布された公的個人認証サービスの実施形態などに基づいて、住基カードを利用して個人・組織・資格認証を実現するための運用モデルを考察し、運用モデルに基づいた組織・資格認証機構の具体化を図った。

C. 研究結果

(1) 住基カードの動向

平成 14 年 8 月 5 日に稼動した住基ネットは、LGWAN と同じように自治体間を結ぶものであるが、住基コードなどの個人情報を伝送するために、汎用の LGWAN と切り離し、より高い安全性を確保している。平成 15 年 8 月以降には改正住基法の 2 次稼動として、住基コードを記録した住基カードが希望者に配布される。住基カードには個人を特定する住基コードが記録されるため、コードが記録される領域（住基アプリ）へのアクセスには極めて高度なセキュリティが要求されている。そのため、用いられるスマート IC カードには、安全性を含めた機能が定義されており、第三者の専門家による評価・確認を行うことになっている。住基カードで特筆すべき機能は電子署名と広域・多目的利用であり、特に広域・多目的利用では、カードの空き領域に如何なるアプリケーションが相乗りしても、住基アプリの安全性に全く影響しないように作られている。

このカードの空き領域は、条例を作ることによって利用することが可能であるため、地方自治体において条例を制定すれば、電子行政サービスや健康管理等に用いることも可能である。平成 14 年 9 月には住基カードの多目的利用を推奨するために、総務省から各自治体に対し条例の素案が提示されている。表 1 に、総務省から提示された条例の規定例における多目的利用のサービスを示す。

表 1 住基カード多目的利用に係る条例の規定例

第〇条 住民基本台帳法第 30 条の 4 第 4 項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを住民に提供する目的とする。

一 証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス

二 申請書を自動的に作成するサービス

三 検診、健康診断又は健康相談の申し込み、結果の照会等を行うサービス

四 事故、急病等で救急医療を受ける場合、あらかじめ登録した本人情報を医療機関に提供するサービス

五 災害時等において、避難者情報の登録、避難場所の検索等を行うサービス

六 公共施設の空き紹介、予約等を行うサービス

七 図書館の利用、図書の貸出し等を行うサービス

八 健康保険、老人保健等の資格確認を行うサービス

九 介護保険の資格確認、給付管理等を行うサービス

十 高齢者等の緊急通報を行うサービス

十一 病院の診察券等として利用するサービス

十二 商店街での利用に応じポイント情報を保存し、これを活用するサービス

十三 公共交通機関の利用に係るサービス

十四 公共料金等の決済に係るサービス

(2) NICSS フレームワーク

住基カードの多目的利用を実現するために、次世代 IC カードシステム研究会では、図 1 に示すビジネスモデルを考案し、これは NICSS フレームワークと呼ばれている。この方式の最大の特徴は、カード発行者、カード利用者、サービス提供者の 3 者モデルになっていることであり、従来のカードが用いている 2 者モデル（カード発行者とサービス提供者が一体になっている）と大きく異なっている。このため、アプリケーションの追加削除

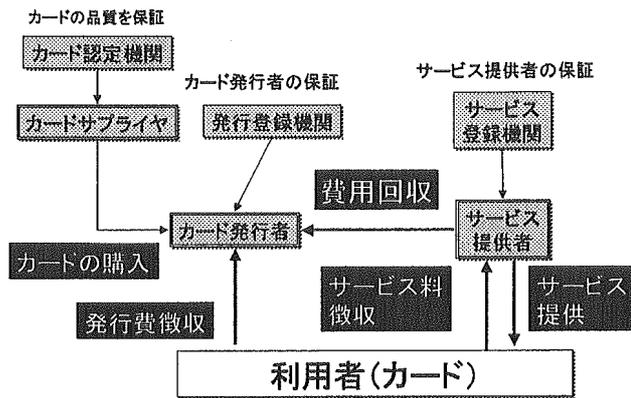


図1 NICSS フレームワークの概念図

をカード発行元でなくサービス提供者において行うことができる。

NICSS フレームワークを支える特徴的な技術は、2階層のPKIである。NICSS フレームワークでは、従来のカードシステムと同様にカード発行者にカードの所有権が帰属することから、カード発行者はカードの状態をコントロールする責任を持つ。具体的には、サービス提供者によるアプリケーションのダウンロードを可能な状態にすることや、サービス提供者などの要望によりアプリケーションを削除することなどである。これによってカード発行者は、カード利用者が選んだサービス提供者を知ることはあるが、カード内に記録されるソフトウェアやデータの内容を知ることはない。すなわち、これらのものはサービス提供者が責任を持つべきものであり、カード発行者が関与するものではない。このような考え方は、サービス・プロバイダー・セントリックと呼ばれる。これに対し、従来のマルチアプリケーションカードでは、2階層のPKIを用いていないため、結果としてアプリケーションダウンロードの手法が公開されていないこともあり、カード発行者がダウンロードするイシュー・セントリックな手法を用いている。技術的にはNICSS フレームの手法はどちらにも適用することができるが、住基カードへの応用では、個人情報保護等の観点からも前者の手法が適していると考えられる。

その結果、住基カードでは、カード利用者が選択するアプリを追加することにより、各

利用者にとって最も使い勝手の良いカードを作ることができる。また、カードを発行する自治体にとっては、住民の満足が得られるばかりか、住民が他のアプリを選択するたびに、カード発行等にかかった費用を回収することができる。さらに、相乗りするサービス提供者にとっては、高機能で安全性の高いスマートカードを廉価に利用することが可能になる。

NICSS フレームワークは、従来のカードシステムには無い革新的なコンセプトであるため、欧米アジアなどの諸国から大きな関心が寄せられている。例として、EUが支援しているSCC(Smart Card Charter)と技術協力をを行い、今後も継続する予定である。また、VisaやMasterなどのクレジットカード会社が主メンバーとなるGP(Global Platform)とは、技術協力を進めるための覚書を締結し、積極的な交流を図っている。さらに、カードへのアプリケーションの追加削除等の認証手順について、現在、日米欧の協力の下で国際標準化の準備作業を行っている。

(3) 公的個人認証サービスの創設

申請・届出等の行政手続きのオンライン化を実現するにあたっては、第三者による情報の改ざんを防止し、通信相手の正当性を確認するために、電子証明書の発行などを行う高度な個人認証サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要になる。これに対して、自治体による公的個人認証サービス制度を創設する「電子

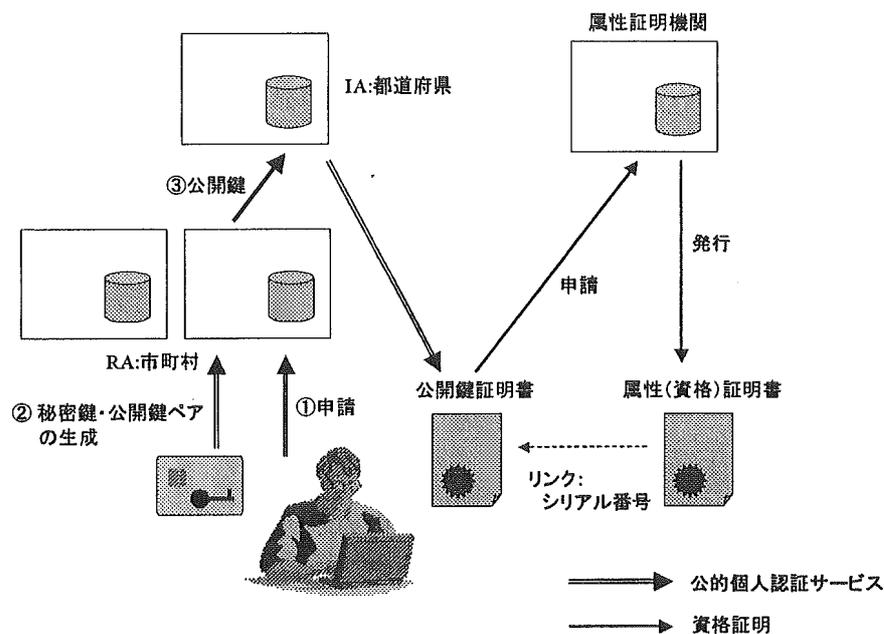


図2 個人および資格認証の実現手段

署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」が平成14年12月に成立した。

この制度においては、住民基本台帳に記録されている人のうち希望者は、市町村の窓口において電子署名に使用する鍵ペアを自ら作成し、都道府県知事の発行する公開鍵証明書を受け取ることができる。また、署名検証者からの要請に対して、都道府県は発行された公開鍵証明書の失効情報を提供する。これによって、住所・氏名の変更または死亡の事実が生じた場合に証明書は失効する。

この制度を利用すれば、住民基本台帳に記録されている医療従事者は、無料ないし低廉な価格で電子署名を行うことができるようになる。なお、この電子署名においては、秘密鍵の安全確実な管理を必要とするため、秘密鍵をICカードに記録することが想定されている。

(4) 資格認証の実施方策について

法定資格者の認証については、税理士や行政書士等の他の職種でも必要となるため、これらとの整合性を確保して実施手段を構築することが重要である。資格認証においては、他の認証との整合性から、PKIをベースとし

て実施することが望まれる。

具体的な実施方法としては、①認定認証機関を立ち上げる方法、②属性証明書を用いる方法が考えられる。①②いずれの場合でも、(5)に述べた「公的個人認証サービス」を利用することで、登録時の本人確認（特定認証業務）の負担を低減できる。

実施にあたっては、e-Japan重点計画において官民のインタフェースとしての導入が決定されている広域・多目的ICカードを利用することが有効である。住基カードと公的個人認証サービス用カードは共通の仕様であり、保健医療福祉分野での資格認証においても、このタイプのカードを利用することが有効と考えられる。

図2に個人および資格認証の実現手段を示す。はじめに希望する個人は、居住している市町村の窓口に出向き、秘密鍵を本人のカードに記録する。市町村は、所属する都道府県に公開鍵を送付し、知事の署名付の公開鍵証明書が本人に送付される。これにより電子署名が使えるようになる。さらに資格認証サービスを受けるときは、この電子署名を付した申請書を当該資格認証機関に申請する。資格認証機関は、受け付けた申請書の電子署名に

より本人確認を行い、同機関が管理する有資格者のデータベースと照合する。そして、申請者が有資格者である場合には、電子的な資格証明書を発行する。

(5) 資格認証の実証システム

(財)医療情報システム開発センターでは経済産業省の事業である「保健医療情報セキュリティ事業の一環としてPKIの実証試験をおこなっている。本研究では、この実証試験システムにおいて、資格認証の実現形態、利用の効果および問題点などを検討した。

その結果、公的個人認証サービスを利用することにより迅速性、簡便性、安全性、正確性を改善することが示された。一方で、サービス利用のための認証局のコストアップ、申請者側のソフトやICカードリーダ等の整備、医籍簿のデジタル化等の整備が必要である。

(6) 多機能ICチップの応用展開

住基カードで用いられる広域・多目的ICカードと同等な仕様のICチップ(セキュアチップ)は、カードとして個人が携帯する用途だけでなく、ネットワークに接続された様々な機器の認証にも用いることが可能である。例えば、現在、VPN(Virtual Private Network)を用いて地域医療連携やオンライン保険請求の実証試験が行われているが、その実用展開・広域利用にあたっては、インターネットVPNでの認証・暗号化のための鍵の管理を行うことが必須になる。これに対し、VPNルータなどにセキュアチップを搭載し、(4)に述べるNICSSフレームワークを利用することで、IP-VPNなどにおける鍵の発行・配布を安全に実現することが可能になる。今後、その具体的なプロトコル、運用手順、システムの開発などを行うことが課題である。

D. 考察

分担研究者報告書に記されているように、電子的な資格認証の導入に付随する問題として、従来の紙ベースの運用では行っていなかった様々な課題を厳密化して実施することが期待され、これが実務上極めて大きな障

害となる可能性がある。このような問題の多くは、本来、電子化とはかかわりないものであるが、紙媒体中心の日常業務では通常、厳密な資格認証を求めていないため、顕在化していない状況にある。利便性が重要視される臨床の場合において、厳格な資格認証を回避するシステムが構築された場合には、結果的に我が国の法が予定している内容とは異なったものになってしまう可能性がある。これを防止するために、早期に法の整備やその運用方法を含めて再検討を行う必要がある。

医籍は、医師免許の唯一の原簿であり、医師であることを証明することにおいて、網羅性、正確性ととともに、信頼性が高いことから、属性認証及び属性証明書を発行するにあたっての資格の検証先として最適かつ欠かさないデータベースと考えられる。また、医師、歯科医師等の保健医療関連の資格にかかる属性証明書の発行を申請する場合の手続きとしては、概ね、各資格の免許証を再発行する場合と同様の手続き及び書類によってなされると考えられる。しかし属性証明の発行にあたっては、免許証番号、登録年月日、生年月日、氏名によって行われることになるが、医師免許等に現住所は記載されていないため、一意に申請者を同定することになるかは検討が必要である。つまり、同氏名、同生年月日で公的資格のない者が申請してきた場合の排除方法を検討しておくことが必要である。

E. 結論

本研究では、保健医療福祉分野の電子認証を実施する方策を検討し、実現に向けた課題を明らかにした。住基カードの配布開始、公的個人認証サービスの創設など、実施に向けた環境は整いつつある。近年、電子カルテによる医療機関連携の運用も進んでいることから、PKIに基づく個人および資格認証の仕組みを早急に確立することが望まれる。本研究で得られた成果は、住基カードのアプリケーションとして、保健医療福祉サービスにおける認証機構の設計に活用される予定となっている。具体的には、(財)医療情報シス

テム開発センターとの間で成果を共有することで、同センターで進めているヘルスケアPKIの実証実験や、認証業務およびICカードに関する仕様およびガイドライン等の検討に反映する。また、住基カード、行政連携ICカード等に関連する研究開発や実証実験などに本研究の成果を提供し、実施に向けた具体的な課題の解決策を示す予定である。資格登録情報のデータベース整備については、今後行政における検討が早急に行われることを期待する。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

- 1) 大山永昭：“保健医療福祉分野における情報化の推進—セキュリティの確保とスマートICカード”、月刊自治フォーラム Vol. 519, 12月号 (2002) 17-22
- 2) 大山永昭：“電子行政の構築と次世代スマートカードシステム”、都市問題研究、Vol.54, No.10 (2002) 20-34
- 3) 大山永昭：“医療分野における次世代ICカードの応用”、INNERVISION, Vol. 17, No.7 (2002) 68-71
- 4) 大山永昭：“情報の真正性を確保し患者が医療機関を選択”、週間社会保障、2194 (2002) 4-5
- 5) 大山永昭：“次世代スマートICカードの技術と応用”、Interface 2003年3月号 (2003) 91-98

厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）

「保健医療福祉分野における住基カードを用いた個人・組織・資格認証の在り方に関する研究」

分担研究報告書

産業保健医療に関わる資格認証の実施方策の調査・検討

分担研究者 八幡 勝也

(財)九州ヒューマンメディア創造センター専任主席研究員

産業医科大学産業生態科学研究所作業病態学 非常勤講師

研究要旨 産業保健分野における住民基本カードを用いた個人及び資格認証について検討した。産業保健分野における各種資格の認証は、現在管理主体者が複数あり、整合性をはかる必要がある。特に産業医資格については、資格保有者と資格による業務の実施者の間に大きな隔たりがある。これは、公開可能な有資格者のデータをいずれの機関も持っていないためと考えられ、その整備が必要である。

A 研究目的

住民基本カードを用いて産業保健での情報連携を行う際に発生する資格認証及び他の課題について検討する。

B 研究方法

産業保健分野において住民基本カードを用いた場合の個人認証や資格認証が、制度とどの様に関連するのか検討した。

C 研究結果

昨年までの研究の結果、産業保健関係の資格の管理状況について以下のことを明確にした。

1. 産業医

産業医の資格認定および管理の実務は各県の医師会をはじめ複数の機関が行っている。その現況をまとめた形で知りうる有力な機関は、労働基準局および各県の産業保健推進センターである。

産業医有資格者の企業への選任は厚生労働省内

部のシステムに登録している。

この際に産業医の資格認証が必要となるが、現在では、選任申請の場合に産業医の有資格者である事を証明する書類を添付している。

産業医の活動が基本的には企業内に限られている場合、このような登録時の認証のみで十分である。しかし、産業医が企業従業員の健康管理などで外部の機関と連携する際には、外部からの認証が可能な方法が必要である。

この件についての必要性は平成13年度に行われた第3回労働政策審議会安全衛生分科会議事録(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0111/txt/s1105-3.txt>)でも指摘されているが、その後特に対策はとられていない。

2. 労働衛生コンサルタント

労働衛生コンサルタント資格の認定・名簿管理は厚生労働省で行っている。しかし、資格の問い合わせは労働衛生コンサルタント会が行っている。

基本的に資格の確認の必要性は登録時のみであり、担当企業外への連携が必要な場合はほとんどない。

3. 他の職種

産業保健分野では他にも作業環境測定士、作業主任者、衛生管理者などの職種があるが、これらも登録申請時だけしか資格の証明は必要ない。

4. 産業保健と地域医療の連携時の認証

産業保健と地域医療の連携は次のケースが考えられる。

- ・職域健康診断と地域医療機関との事後措置の連携

- ・慢性疾患をもつ従業員の健康管理
- ・疾病発症時に比較する過去の情報として健康診断情報の利用

- ・疾病罹患後の職場復帰
- ・何らかの障害を持つ従業員の健康管理

これらは、突発的に発生するもので、従業員のプライバシー保護の観点から相互の資格認証が必要となる。

D 考察

資格の認定・管理は厚生労働省とその関連機関ばかりではなく、医師会、労働衛生コンサルタント会などの民間機関が行っているものもある。これらの情報を相互に認証し合うためには独立した認証機関が必要になると考えられる。

また、産業保健の対象である企業の従業員は企業の健康保険もしくは政府管掌保険に加入している。よって、住民基本カードの保険証機能は使われない。

E 結論

産業保健関連の資格認証は、第三者機関が必要であるが、その基本となるデータの整備が前提となる。そのデータ作成は行政ばかりではなく医師会などの民間の団体との連携が求められる。よって、それらを相互に認証するシステム作りがこの分野での認証に必要不可欠である。

F 研究発表

- ・八幡勝也、地域医師会を中心とした健康診断情報共有ネットワークの運用結果の検討、医療情報学, 21, 1, 31-39, 2001
- ・Katsuya Yahata, Information Sharing System on Periodic Health Examinations by a Regional Medical Association, MEDINFO 2001, 2001
- ・小池淳、八幡勝也、北九州マルチメディア職域・地域一体健康管理システムの開発と実証実験、信学技報, 3, 9-16, 2001

G 参考文献

第3回労働政策審議会安全衛生分科会議事録 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0111/txt/s1105-3.txt>)

産業保健関連の資格とその管理状況

	産業医	衛生管理者	作業主任者	労働衛生コンサルタント	作業環境測定士
認定	各県医師会他	厚生労働省	労働基準協会	厚生労働省	厚生労働省
登録先	労働基準監督署	労働基準監督署		厚生労働省	日本作業環境測定士協会
保管管理	厚生労働省	厚生労働省		厚生労働省	日本作業環境測定士協会
データベース化	労働省基準情報システム	労働省基準情報システム	中央労働災害防止協会で検討中	労働衛生コンサルタント会で検討中	データベース化済み
外部からの参照	×	×			○

厚生労働省労働基準情報システム:厚生労働省労働基準局が労働基準監督署向けに作成したシステム。

福祉専門職における個人認証の課題
社会福祉士と介護支援専門員を素材に
分担研究者 高橋紘士 立教大学 コミュニティ福祉学部 教授

研究要旨 社会福祉士と介護支援専門員を素材としてその業務遂行に必要な資格認証のありかたについて、検討する。

まず、それぞれの資格についての現状と課題をあきらかにしたうえで、とりわけ介護支援専門員については現行の資格管理および介護報酬請求プロセスにおける実態を明らかにし、今後の課題を検討した。

A. 研究目的

福祉領域においては国家資格としては社会福祉に関わる相談援助を業とする社会福祉士および精神保健領域において相談援助を業とする精神保健福祉士の2種類がある。この2種類の資格はいずれも名称独占の資格で、保健医療職における業務独占の国家資格ではない。このこともあり、関連業務における資格の有無が必須となるような専門職制度の成熟化はみられないが、社会福祉および精神保健福祉の対人援助職として、福祉サービスの提供の現場で重要な役割を果たしている。

また介護保険制度によってケアマネジメントおよび給付管理をおこなう任用資格として介護支援専門員の資格が創設され、介護保険における要介護認定およびケアプラン作成および給付管理の業務を行なうこととされている。

介護支援専門員の業務は介護保険においては保険給付の対象として報酬が支払われており、介護保険の運用にあたって重要な役割を果たしている。

B. 方法

本研究では、この両者の資格について現行の任用のプロセス、資格管理のあり方の調査をふまえ、今後の個人認証のあり方についての予備的検討をおこなった。

C. 結果

1 社会福祉士の資格管理の現状と課題

社会福祉士については社会福祉試験・振興センターが国家試験の実施機関である。

国家試験合格者については社会福祉士の免許が番号を付してセンターから交付される。

国家試験合格者は本人の希望によって（社）日本社会福祉士会に加盟することができる。

日本社会福祉士会は社会福祉士の専門職能団体として社会福祉士の地位の向上に資するための様々な活動を行っている。

その活動の一環として生涯研修センターを設置し、社会福祉士の専門職能の向上のための教育活動を実施しており、様々な研修活動について社会福祉士の研修歴の管理をおこなっている。

社会福祉士の多くは社会福祉法人や行政機関において勤務して、専門職能を基盤としたさまざまな業務に従事しているが、現在機関に勤務する形態以外に、独立開業によって業務を行う「独立型社会福祉士」が全国で約100人程度が活動をはじめている。

その活動は成年後見制度の成年後見人業務、ケアマネジメント業務、社会福祉法の規定により制度化された福祉サービスの第三者評価事業等であり、非営利活動法人を設立したり、独立開業の事務所を設置したり、あるいは有限会社等を設立しながら、そのなかで社会福祉士の固有の業務である相談援助活動を実施している。

これらの独立型社会福祉士の活動については社会福祉法における第二種社会福祉事業の届出をおこない、公的な業務としての認知をはかるための準備が

現在おこなわれているところである。

今後、社会福祉士の専門職能を発揮する業務形態として独立型社会福祉士としての活動が広範に展開すると思われ、その業務遂行の際に、「社会福祉士」としての「資格認証」の必要性が発生することが考えられる。

日本社会福祉士会としてもこのような状況に対応するべく、生涯学習センターを活用した独立型社会福祉士のための研究プログラムの開発に次年度以降取り組むこととしている。このようなとりくみの一環として独立型社会福祉士の認定とその資格管理のシステムの必要性が認識されるようになっていくことと思われる。

2 介護支援専門員の資格認証の課題

①介護支援専門員の資格と業務

介護支援専門員は介護保険制度の発足とともに、要介護認定の調査、要介護認定者が居宅サービスを利用するにあたってのケアプラン作成、給付管理等をおこなう職務を遂行するための任用資格として制度化された資格である。

介護支援専門員は医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士等の国家資格を有するもののうち一定の実務経験を有するものが、介護支援専門員の資格試験を受験し、研修を終了したものが、資格を得て、居宅介護支援の業務に携わっている。

ケアプラン作成については介護給付の対象として介護報酬が各県の国保連合会の審査を経て支払われることになっている。また、今回の介護報酬改定によって一定の条件を満たさない限り、満額の介護報酬が支払われないことになった。

このように、介護保険の運用のなかで、介護支援専門員の職務は重要な役割をはたしている。とりわけ、居宅介護支援業務の中核の役割を果たすものとしてその役割は重要である。

現在、介護報酬支払いにあたって、介護支援専門

員の関与が条件とされており、この過程で、介護支援専門員の関与についての確認業務が重要であるが、この点についての実態は明らかではない。

介護支援専門員については国の要綱にもとづいて都道府県においてその資格の授与が行われており、この資格管理については各都道府県の運用にゆだねられている。

② 介護支援専門員の資格付与と資格管理

介護支援専門員の資格付与と資格管理は都道府県の業務として実施されている。本調査では東京都、京都府などで介護支援専門員にかかわる資格付与と資格管理の実施状況についてヒアリングにもとづく実態把握をおこなった。

東京都では福祉局生活福祉部地域福祉推進課が介護支援専門員の資格付与の業務を担当している。介護支援専門員の試験および研究の実務は高齢者福祉研究振興財団に業務委託をしている。

介護支援専門員の認定試験にあたって、必要な資格の確認については、それぞれの国家資格については免許証等の写しを添付し、実務経験については受験者の勤務先が実務経験の証明書を発行するかたちで確認をおこなっている。これまでに、実務経験についての疑義が生じたことがあったが、これは勤務先への調査によって確認をすることとなっている。

試験の実施、研修について委託先である高齢者福祉研究振興財団が実施しており、資格取得者について名簿を財団において管理している。

京都府でも高齢者保健福祉課の介護保険支援室が介護支援専門員関係の業務を実施しているが、ここでもその実務は京都府社会福祉協議会に設置されている社会福祉人材センターに委託がおこなわれている。受験資格の管理については東京都と同じ扱いがなされている。

また、資格取得者の管理については介護保険支援室において名簿をエクセル上で管理をしている。

これについては、資格取得段階での名簿であり、介護支援事業所の所属等については管理をしていない。

今後、介護支援専門員の職能団体である介護支援専門員協議会等と協力して、現任研修等についての受講状況等についての管理をおこなう必要性についての論議が行われているが、まだ、実際にデータ入力等が行われているわけではない。

資格を得た、介護支援専門員については資格証を発行しており、このコピーの提出によって居宅介護支援事業所への就職時の資格確認が行われている。

府国保連における介護報酬請求時における確認業務等との連携は行われていない。

このように現在のところ、資格確認や個人認証の必要については制度的に予定していないために、問題関心は都道府県の段階では意識に上っていないのが現状である。

③ 介護保険給付管理業務と資格認証の現状

居宅介護支援事業所が介護報酬を請求する流れは、居宅サービスの利用の場合には介護支援専門員が要介護者および家族と要介護認定区分の給付額の範囲で居宅サービス計画を作成し、これにもとづいて居宅サービス事業所がサービス提供票を作成し、これによって介護給付費を請求する。

居宅支援事業所は介護給付費請求書情報を作成し、サービス提供の翌月に国保連合会に送付し、居宅サービス事業所の請求書情報と突き合わせて、支払いが行われることになる。

この際、介護給付費請求書には居宅介護支援について保険請求額が記載され、これが審査によって居宅介護支援介護給付費として報酬支払いがされることになる。

これらの流れの中で、居宅介護支援事業所については諸様式に記載がされるが、介護支援専門員については記載されていない。

したがって、介護報酬請求手続においては介護支援専門員の資格認証のしくみは組み込まれていない。

都道府県によって居宅介護支援事業所の認定が行われる段階でのみ介護支援専門員の在職確認がなされるだけである。

したがって、現在のシステムでは介護支援専門員が居宅介護支援業務に従事し、これに沿って居宅介護支援費の請求がおこなわれているたの確認の仕組みは現在の請求の流れの中で確認できる仕組みにはなっていない。

平成15年度からの介護報酬の改定のなかで、ケアプラン作成にあたって、サービス種類による減額、ケース会議なしのケアプランについての減額措置が導入されることになったが、このことは、介護支援専門員の関与の確認が必要となることを意味する。

将来、介護支援専門員の格付け（いわゆる上級ケアマネージャーの設置など）による居宅介護支援費のランク化などが導入されれば、資格認証の必要性が高まるものと思われる。

（参考資料 国民健康保険中央会「介護給費請求の手引き」平成14年1月版）

D. 考察

現在のところ、社会福祉士および介護支援専門員について資格認証についての制度的必要性はみられない。

しかし、今後の社会福祉士および介護支援専門員の業務の発展と介護保険の制度改正にともなって、電子的な資格認証の必要性が求められる事態が考えられる。

今後、このような事態を想定して、どのような仕組みを想定するかが、今後の検討課題となるであろう。

保健医療関連の資格認証の実施方策の調査・検討

分担研究者 公文敦 (財)医療情報システム開発センター研究開発部

研究要旨

医療の情報化をすすめるにあたって、医師の資格認証や医療機関の認証が必要となるケースが多くなると考えられる。その基盤となるデータベースには、厚生労働省の医籍登録と隔年ごとに実施される医師調査や、都道府県における病院・診療所の開設にかかる許可申請または届出と、厚生労働省の実施する医療施設調査などを活用することが、網羅性及び情報更新の管理から適切であると考えられた。これらのデータベースに基づき、属性認証をおこなったり、属性証明書の発行を申請するための手順や考えられる脅威を回避するために検証すべき事項について検討した。

A. 研究目的

平成13年4月に施行された電子署名法では、利用者の肩書きや資格等の属性を証明することは、特定認証業務の対象には含まれていない。したがって、専門分野ごとにこれら属性認証に関する適切な方策を検討する必要がある。

本研究班では、昨年度までに、ユースケースごとに必要な医療関係の資格認証について検討したが、本年度は、属性認証をおこなったり、属性証明書を発行するための手順として、申請に必要な手続きや書類を設定し、これらの書類を検証する方法等を検討するとともに、実用化のための課題を整理する。

B. 研究方法

- (1) 属性認証の対象とする資格の設定
- (2) 関連する手続きの現状調査

(3) 属性認証及び属性証明書発行の申請に必要な書類の設定

(4) 書類の検証方法の検討

(1) 属性認証の対象とする資格の設定

属性認証及び属性証明書の発行に必要な手続きや書類を検討するにあたり、対象となる資格について、その根拠法令とともに、資格の消失や変更等の発生する事例を整理した。

(2) 関連する手続きの現状調査

医師免許申請、再交付申請、診療所の開設届や病院の開設許可申請にかかる手続きや必要な書類の現状を調査した。

(3) 属性認証及び属性証明書発行の申請に必要な書類の設定

資格の照合や免許証の再発行にともなう手続きを参考に、属性認証及び属性証明書発行の申請手続きや必要と考えられる書類を検

討した。

(4)書類の検証方法の検討

属性認証及び属性証明書の発行により、医師等の資格が証明できるようになった場合に発生すると考えられる脅威を整理した。また、これらの脅威を回避するための具体的な方法について検討した。

C. 研究結果

1. 属性認証の対象とする資格、属性証明書で証明する属性・資格

○医師法で規定され、医籍に登録されている医師

(免許の取消、業務停止、再免許などを含む)

○歯科医師法で規定され、歯科医籍に登録されている歯科医師

(免許の取消、業務停止、再免許などを含む)

○薬剤師法で規定され、薬剤師名簿に登録されている薬剤師

(免許の取消、業務停止、再免許などを含む)

○保健師助産師看護師法、診療放射線技師法等で規定されているその他の保健医療関係者

2. 関連する手続きの現状

(1)医師免許申請に必要な書類等

○免許申請書、印鑑

○戸籍抄(謄)本

○診断書

(絶対的・相対的欠格事由がないことの証明)

○後見登記等ファイルに自己を成年被後见人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面

(2)医師免許証再交付申請に必要な書類等

○免許証再交付申請書、印鑑

○本籍地の記載された住民票

○免許証の写しまたは分かる範囲での登録番号・年月日等

(3)診療所開設の届出に必要な書類等

○診療所開設届

○開設者・管理者の医師又は歯科医師の免許証の写し及び職歴書(免許証本証を持参)

○診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し(免許証本証を持参)

○業務に従事する助産師の免許証の写し(免許証本証を持参)

○土地及び建物の登記簿謄本

○その他敷地や建物の平面図、見取り図等

(4)病院開設許可の申請に必要な書類等

○病院開設許可申請書

○開設者が医師又は歯科医師であるときは、免許証の写し及び職歴書

○開設者が法人であるときは、定款、寄付行為または条例及び登記簿謄本

○土地及び建物の登記簿謄本 その他敷地や建物の平面図、見取り図等

○病院開設届

○病院開設届

○管理者の免許証の写し及び職歴書(免

許証本証を持参)

○診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し(免許証本証を持参)

○業務に従事する助産師の免許証の写し(免許証本証を持参)

3. 属性認証及び属性証明書発行の申請に必要な書類

属性認証や属性証明書発行の申請に必要な書類を、医師免許証の再交付(毀損・亡失時)に必要な書類と同等とした場合、次のように考えられる。

○認証及び証明書発行申請書

○医師免許証、歯科医師免許証等の原本または写し

○戸籍抄(謄)本、本籍地の記載された住民票、または、

公的個人認証サービスで発行された電子証明書など、本人確認を行うための証明

○印鑑または電子署名

4. 書類の検証

(1) 想定される脅威(従来の脅威と今後発生しうる脅威)

○従来の脅威

医師の免許証等の発行～再発行を虚偽により申請し、万一発行された場合、架空の医師により、診療所を開設したり、診療行為を行うことが可能となる。また診断書や死亡診断書の交付、処方箋の交付等が可能になる。一方、これらには実務的な技術力が

ができず、社会への影響力は比較的小さいと思われる。

○今後発生しうる脅威

一方、医師の資格認証を虚偽により申請し、万一発行された場合、上記のような実社会での活動に加え、cyber 上(コンピュータネット上)での活動が可能となる。これは、インターネットや情報通信機器を介して遠隔地から診療や処方を行ったり、インターネット等を介して個人情報を含む患者情報にアクセスしたりすることが可能となり、これにより、医師でないものの医業が容易に行われる脅威が発生する。

(2) 申請書類の検証の必要性

医師の免許証等の発行や資格認証においては、従来に比べて社会への影響力が拡大すると考えられるため、これまで以上に慎重になるとともに、申請書類の真正性の検証を完全に行う必要があると考えられる。

(3) 申請書類の検証方法

○検証先

厚生労働省医政局にて管理する医籍簿、
歯科医籍簿

○厚生労働省医薬局総務課にて管理する
薬剤師名簿

○検証に必要なデータの種別
別表参照

D. 考察

研究方法3.および4.で検討した、属性認証および属性証明書発行の申請に必要な書類およ

び書類の検証を行うためには、あらかじめ属性認証局や厚生労働省において行うべき作業や課題があり、次のように考えられる。

(1) 属性認証発行局

- ・ 医政局医事課の管理する医籍簿データベース等へのアクセス権の整理
- ・ セキュリティのあるアクセスルートの構築他

(2) 厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬局総務課

- ・ 医籍、歯科医籍、薬剤師名簿のデータベース構築にあたっては、医籍登録内容の正確性を検証するとともに、戸籍との整合性(改名、本籍変更等の届出、死亡等にかかる登録の抹消)を図り、海外移住等の記録を加味することが望ましい。また当然ながら、医師法による医師免許証の失効等(免許の取消、業務停止、再免許など)についても迅速に反映されている必要がある。
- ・ このためには、医師法第6条にもとづく医師の届出に関連して、厚生労働省統計情報部により医師・歯科医師・薬剤師調査が実施されているので、この届出内容を機能的に反映させることが、データベース更新の有効な方法の一つと考えられる。
- ・ 医籍は、医師免許の唯一の原簿であり、医師であることを証明することにおいて、医師会等の他の媒体に比べ、網羅性、正確性ととともに、信頼性が高いことから、属性認証及び属性証明書を発行するにあたっての資格の検証先として最適かつ欠かせないデータベースと考えられる。

- ・ したがって、医籍登録の使用目的、統計調査の目的外利用等の考え方を整理をし、一定条件下で外部から医籍データベースへのアクセスを開放するための方策を練ることが必要と考えられる。

(3) 厚生労働省統計情報部

- ・ 医師・歯科医師・薬剤師調査における届出票の情報を電子化し、届出内容を医籍簿と照合するとともに、医師の住居地に関する情報や改名、免許の再発行等の情報を医籍簿に提供することが、医籍のデータベースの正確性を検証するのに有効であると考えられる。
- ・ このためには、医師・歯科医師・薬剤師調査をオンラインで電子的に行う等により、届出者の負担軽減及び利便性を拡大し、届出率を増加するとともに、収集する統計調査データの正確性を向上させ、データ収集の効率化と迅速化をはかることも一助と考えられる。

E. 結論

医師、歯科医師等の保健医療関連の資格にかかる属性認証を申請したり、属性証明書の発行を申請する場合の手続きとしては、概ね、各資格の免許証を再発行する場合と同様の手続き及び書類によってなしうると考えられる。

一方、従来方法及び資格の証明に比して、発生しうる脅威が増大すると考えられることから、申請の受理や書類の検証、属性証明書の発行は慎重に行う必要がある。

また同時に、厚生労働省や属性認証局では、医籍簿等の資格にかかるデータベースの常時

更新や正確性の確保、アクセス権の厳重な管理、医籍登録の使用目的や統計調査にかかる目的外利用等との関係を整理し、これらの脅威に耐えられる体制を構築することが必要である。

(別表) 検証に必要なデータの種類

	属性認証及び属性証明書発行に必要な書類		医籍に登録されている事項 (医師法施行令第2条、施行規則第2条)
	書類	書類に記載されている事項	
資格 認 証	① 認証及び証明書発行申請書 (☆免許証再交付申請書)	登録番号	登録番号
		登録年月日	登録年月日
		本籍地都道府県名(日本国籍を有しないものについては、その国籍)	本籍地都道府県名(日本国籍を有しないものについては、その国籍)
		氏名	氏名
		性別	性別
		生年月日	生年月日
		合格試験名(第〇回〇〇試験)	(資格ごとに個別の名簿あり)
		試験合格年月	医師国家試験合格の年月
			免許の取消又は医業の停止の処分に関する事項
			再免許の場合はその旨
	免許証を書替え交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日		
	登録の抹消をした場合には、その旨及びその自由及び年月日		
	② 医師免許証、歯科医師免許証等の原本または写し		
本人 認 証	③ 戸籍抄(謄)本、本籍地の記載された住民票 (☆または公的個人認証サービスで発行された電子証明書など、 本人確認を行うための証明)		
	④ 印鑑 (☆または電子署名)		

☆属性認証及び属性証明書発行に必要な書類は、医師免許証の再交付(毀損・亡失時)に必要な書類と同等とした)